

公衆衛生医師確保推進登録事業参加規約（希望医師）

（最終改正：令和 7 年 1 月 31 日）

地方公共団体の保健所等において公衆衛生行政に従事することを希望する医師（以下「希望医師」という。）は、厚生労働省健康・生活衛生局健康課地域保健室（以下「地域保健室」という。）が実施する公衆衛生医師確保推進登録事業への参加にあたって、地域保健室が希望医師と公衆衛生行政に従事する医師を必要とする地方公共団体（以下「登録自治体」という。）から提供を受けた登録情報の中から、希望条件に合致するものを登録自治体及び希望医師に対して情報提供を行うものであることを理解し、下記の規約事項を遵守することに同意した上で参加いたします。

記

（登録方法）

1 希望医師は、厚生労働省ホームページに掲載されている公衆衛生医師マッチング事業登録フォーム（以下「登録フォーム」という。）に必要事項を登録すること。

（登録情報の提供）

2 地域保健室は、希望医師より登録された情報（以下「希望医師情報」という。）と登録自治体より登録された採用情報（以下「登録自治体情報」という。）を照合し、登録自治体情報と希望条件の合致する希望医師情報を登録自治体に提供する。これに当たり、前項 1 で登録された氏名、連絡先といった個人情報も提供の対象とする。

3 希望医師は、登録自治体との調整結果を地域保健室に連絡すること。

4 希望医師は、登録フォームに登録した情報に変更があった場合には、速やかに地域保健室に連絡すること。

以上